

参 考

(仮称)

**藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの
基準等を定める条例(案)**

[概要版]

藤沢市保健福祉部介護保険課

1 条例制定の背景

平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されことに伴い介護保険法の一部が改正され、これまで国（厚生労働省）が一律に定めていた地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定基準、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定申請者の法人格に関する要件等について、地域の実情に合わせた市町村の条例に定めることが義務付けられました。このことから、本市においても基準条例を定める必要が生じました。

2 基準の概要

（１）市町村の条例への委任事項は次のとおりです。

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準
- ③ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準
- ④ 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準

（２）基準の分類

これまで定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、これらの基準を踏まえながら、条例等を制定していく必要があります。

分 類		解 釈
①	「従うべき基準」	省令に必ず適合しなければならない基準であり、基本的には独自基準を作る検討の余地がないもの。
②	「標準」	省令の内容を基準としつつも、地域の実情による合理的な理由があれば異なる内容を定めることができる。
③	「参酌すべき基準」	基準を十分に参照したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる。

(3) 各基準は、次のとおり分類されています。

	①従うべき基準	②標準	③参酌すべき基準
人員基準	●従業者に係る基準及び当該従業者の員数		
設備基準	●居室の床面積 ●（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員	●利用定員 ※（（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員）を除く	●従うべき基準、標準以外の全て
運営基準	●事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者又は要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの		

3 条例制定に関する藤沢市の方針

① 「従うべき基準」、「標準」については厚生労働省令の規定どおり定めます。

② 「参酌すべき基準」のうち、独自の基準として「指定地域密着型サービスの事業の人員、設定及び運営に関する基準」第132条第1項第1号1イでは地域密着型介護老人福祉施設の居室定員を「1人」としていますが、地域の実情を踏まえ必要な場合は「4人以下」とすることができるものと定めます。

↓

【考え方】

居室については、ユニット型（居室定員1人）での整備が基本ですが、利用料の負担が大きいことなどから、多床室へのニーズがあることを踏まえ「定員4人以下」とすることで幅広い利用者のニーズに対応することが可能となります。

<例>

居住費（利用者負担額）

ユニット型 約3,000円／1日 → 多床室 約500円／1日

③ 記録の整備については、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から「2年間保存」が義務付けられていますが、これを「5年間保存」と定めます。

↓ ☆裏面へ

【考え方】

サービス提供事業者が不正請求などを行った場合、保険者（藤沢市）は、過大給付した給付費を当該事業者に戻還を求めることとなります。介護給付費の不正請求が発生した場合、返還請求の時効は5年であるため、関係書類の保存期間を5年間とすることで、事実関係の把握が可能となります。

- ④ 地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者は「法人」であることを定めます。



【考え方】

事業者は、高齢者や介護を必要とする方に対してサービスを提供することから、サービス提供の実効性の確保と責任の明確化を図るため、申請者は法人とするものです。

- ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、従前の法令どおり「29人以下」と定めます。



【考え方】

施設入所を希望する方は多く、市内でも入所待機者が多くいる状況にあります。こうした中、できるだけ多くの方が、サービスを利用することができるよう、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、基準の中で最大の「29人以下」とするものです。

4 施行期日

平成25年4月1日（予定）

参考（現行厚生労働省令）

- ◆ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ◆ 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」